

【農水省事業】

審査機関新規参入支援事業の公募のお知らせ

農産物のGAP認証の審査を行う機関（GAP認証審査機関）の拡大に向け、認定機関による認定審査受審の取組を支援します。

1. 公募期間

令和2年8月3日（月）～令和2年8月31日（月）

2. 対象者

- ①法人
- ②都道府県
- ③市町村



3. 支援内容

- ①認定審査の受審に必要な経費・・・補助率1/2以内
（初回申請料、初回審査基本料、審査料、審査旅費、審査付帯費用及びこれらに準ずる経費）
- ②認定審査の受審に必要な旅費・・・補助率1/2以内

4. 補助の流れ

- ① 対象者に採択された者は、交付申請書を提出し、交付決定の通知を受け、取組を開始（交付決定の通知を受ける前に既に始めている取組は、補助の対象外）
- ② 交付決定通知に記載の「事業実施期間の終期」までに完了した取組が補助の対象
- ③ 取組完了後、対象者は実績報告書を作成し、証拠書類（領収書等）を添付して提出
- ④ 実績報告書及び証拠書類で確認できた経費について、上限の範囲内で補助金を交付

お問い合わせ先

（一社）全国農業改良普及支援協会（GAP事業担当） TEL:03-5561-9562

HP: <https://www.jadea.org/>

農林水産省生産局農業環境対策課（GAP推進グループ） TEL:03-6744-7188

HP: <https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

※支援内容、対象者の要件については、細かな要件があります。応募の際には必ず本事業の事業実施要領（https://www.jadea.org/news/documents/youryou_GAPshinsakikanR1.pdf）を確認しご不明な点は表面記載の「問い合わせ先」に照会ください。（2020.8.3.）